株主各位

東京都北区東十条三丁目10番36号図書印刷株式会社代表取締役社長川田和照

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.** 日 時 平成28年6月29日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都北区東十条三丁目10番36号 当社本社
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第104期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査 人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第104期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

<株主提案(第6号議案)>

第6号議案 定款一部変更の件

株主提案(第6号議案)についての議案の要領は、後記「株主総会参考 書類」に記載のとおりであります。

4. 議決権の行使に関する事項

各議案に賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、 インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tosho.co.jp)に掲載させていただきます。

事業報告

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策等により企業収益は改善傾向にあり、雇用・所得環境の改善も続くなかで、緩やかな回復基調が継続しました。一方で、中国をはじめとする海外経済の下振れ懸念や株価や為替の急激な変動などにより、景気の先行きは不透明な状況となっております。

印刷業界におきましては、出版印刷市場は、電子出版関係は大幅に増加したものの、既存の書籍、雑誌が大幅に減少し、商業印刷市場では、広告宣伝費はインターネット広告が全体をけん引したものの、海外経済の景気減速や個人消費の伸び悩みなどが影響して微増にとどまるなど依然として厳しい経営環境が継続しました。

このような環境の中で当社グループは、「ペーパーメディアを核とした印刷事業での市場シェア拡大と新事業創出」「収益力強化に向けた既存事業の選択と集中」を中期経営方針として、「売上拡大」「総合品質保証」「収益基盤強化」「人財育成」を重点に取組んでまいりました。

売上拡大に向けて出版印刷部門では、沼津工場の主要設備の更新による書籍生産能力の強化や組版ソリューションサービスの提案など、既存分野のシェア拡大に取組むとともに、電子書籍制作対応として教育向けコンテンツ制作ソリューション体制を構築してまいりました。商業印刷部門では、川越工場のセキュリティ環境の整備や小ロット・短納期対応の印刷機の導入など市場の変化に対応した設備投資を行うとともに、BPOサービスを強化するなどの総合企画提案力の強化を図ってまいりました。

総合品質保証においては、事前設計機能を強化する中で、顧客毎に品質管理レベルを設定するなど、きめ細やかな品質保証体制を構築してまいりました。

収益基盤強化においては、川越工場に高効率な設備を導入するなど生産体制の見直しを図るとともに、引き続き人員の適正化や原価の低減に取組んでまいりました。

さらに人財育成面では、マルチワーキング制度や裁量労働制を導入し意識 改革を推進してまいりました。 以上のように、経営全般にわたる諸施策を実施しました結果、当社グループの通期の業績は、売上高は552億7千1百万円(前期比0.8%減)、経常利益は9億1千1百万円(前期比8.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億6千3百万円(前期比25.3%増)となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(印刷事業)

出版印刷部門では、学習参考書が増加したもののコミック、雑誌などが減少した結果、当部門の売上高は、350億1千7百万円(前期比2.2%減)となりました。

商業印刷部門では、カタログ・パンフレットなどが増加した結果、当部門の売上高は、173億7千3百万円(前期比2.1%増)となりました。

(出版事業)

出版事業では、中学校向けの参考書や教材の販売が増加したものの、教科書、指導書の販売が減少した結果、当事業の売上高は、28億8千万円(前期比0.3%減)となりました。

セグメント別の売上高は、	次のとおり	りであります。
--------------	-------	---------

		第103期	(前期)	第104期		
X	分	金額(百万円)	構成比	金 額 (百万円)	構成比	前期比 (%)
印刷	出版印刷 部 門	35,787	64.3	35,017	63.4	△ 2.2
事 業	商業印刷 部 門	17,015	30.5	17,373	31.4	2.1
出 版	事 業	2,889	5.2	2,880	5.2	△ 0.3
合	計	55,692	100.0	55,271	100.0	△ 0.8

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資額は、ソフトウェアを含め20億7千3百万円で、主に設備の更新によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、緩やかな回復基調が継続することが期待されるものの、海外景気の下振れ懸念や不安定な金融市場の動向など、なお不透明な状況が継続するものと予想されます。

印刷業界におきましては、出版印刷市場の低迷は回復の糸口が見えず、商業印刷市場も顧客のニーズは多様化し競争がますます激化するなど、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような事業環境下にあって当社グループは、「顧客満足度向上にむけ、 創造的な事業活動への変革を推進する」を中期経営方針として、将来に向け た成長投資を実行し、売上拡大や事業領域拡大を図るとともに、市場環境に あわせて既存事業分野の収益体質を強化してまいります。具体的には「売上 拡大」「収益基盤強化」「総合品質保証」「人財育成」の重点施策について次 のように取組んでまいります。

売上拡大に向けて出版印刷部門では、顧客接点を増やし、業界の課題解決を支援するとともに、市場の中でも伸長している教育関連分野への活動を重点的に推進し、シェア拡大を図ってまいります。また、商業印刷部門では、マーケティング活動を強力に推進する体制を整え、BPO・セキュア・IT商材を組み合わせたクロスメディア提案を展開し受注の間口を拡大してまいります。

総合品質保証においては、全社レベルでの規程や手順書の再整備を行い、 QMS (Quality Management System) 体制を構築してまいります。

人財育成面では、成果に連動した評価制度へ見直しを図るとともに、個人の行動・意識の変革に取組んでまいります。

以上の施策とあわせて、収益基盤強化を目指し、抜本的な製造原価の見直しを図る「製造体制の再構築」、業務プロセスをゼロベースで見直して業務効率の最大化を図る「業務プロセスの再構築」、売上拡大を目指した「新事業の創出」を最重点課題として取組んでまいります。

これらの施策を強力に推し進めて顧客満足度の向上を図り、創造的な事業活動への変革に向けて邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りま すよう心からお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

	区	Ź.	}	第101期 (平成25年3月期)	第102期 (平成26年3月期)	第103期 (平成27年3月期)	第104期 _(当期) (平成28年3月期)
売	上		高(百万円)	57,241	55,931	55,692	55,271
経	常	利	益(百万円)	879	523	843	911
親会	会社株主期 純	ミにり 利	帚属する 益 ^(百万円)	196	329	370	463
1 株	当たり	当期為	純利益 (円)	2.29	3.85	4.32	5.42
総	資		産 (百万円)	60,002	59,539	92,328	90,536
純	資		産 (百万円)	37,632	38,387	61,239	59,603

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、凸版印刷株式会社であり、同社は、当社の株式を44,004,923株(持株比率51.41%)保有しております。なお、当社と親会社との間に印刷加工の委託および受託の取引があります。凸版印刷株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件によるよう留意しており、取引の内容および条件の妥当性を確保するための社内規定を策定し、個別取引については当該規定に従って実施の可否を決定しております。このため、取締役会においては、凸版印刷株式会社との取引について当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
関西図書印刷株式会社	30百万円	65. 00%	新聞印刷業務
学校図書株式会社	50	49. 85	学校教育用図書の編集・出版業務

⁽注)1. 当社の連結子会社は、上記の2社であります。

^{2.} 当社は、学校図書株式会社の株式を1,196,600株所有しており、議決権比率は50.95%であります。

(7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、各種印刷物の出版・製版・印刷・製本およびその製品の 販売を行っており、主な製品は次のとおりであります。

X	分	主 要 製 品
	出版印刷 部 門	雑誌、コミック、単行本、新聞、教科書、学習参考書、文庫、新書、絵本、フリーマガジン、事典、辞書、図鑑など
印刷事業	商業印刷 部 門	カタログ、パンフレット、POP、リーフレット、チラシ、カレンダー、フリーペーパー、ノート、文具、DM、有価証券、デジタルメディア、カードなど
出版	事業	教科書、教科書指導書、教科書準拠図書・教材、 副読本、一般図書など

(8) 主要な営業所および工場(平成28年3月31日現在)

① 当社

	名 称	所 在 地
	本 社	東京都北区東十条三丁目10番36号
営業部門	第一出版営業統括本部 第二出版営業統括本部 商印営業統括本部	東京都北区 東京都北区、大阪市福島区 名古屋市中村区、静岡県沼津市
生産部門	プリプレス本部 沼 津 エ 場 川 越 エ 場	東 京 都 北 区 静 岡 県 沼 津 市 埼 玉 県 川 越 市

② 子会社

	名 称	所 在 地
生産部門	関西図書印刷株式会社	大阪府茨木市 大阪府茨木市 神 戸 市 北 区 京都府八幡市
出版部門	学校図書株式会社	東京都北区

(9) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

	従	業	員	数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
ľ		1,547名		47名	15名減	41.4歳	18.1年

⁽注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住	友 銀 行 500 ^{百万円}
三 井 住 友 信 託 銀 行 株	: 式 会 社 200
日本生命保険相	互 会 社 100

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2)発行済株式の総数 86,267,808株 (うち自己株式677,459株を含む)

(3) 株主数 4,823名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
凸版印刷株式会社	44, 004 千株	51. 41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	6, 129	7. 16
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3, 559	4. 15
立花証券株式会社	2, 416	2.82
東洋インキSCホールディングス株式会社	2, 315	2.70
図書印刷従業員持株会	1, 480	1.73
サンシャインG号投資事業組合	1, 435	1.67
三井住友信託銀行株式会社	1, 398	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1, 094	1. 27
株式会社学研ホールディングス	1, 011	1.18

⁽注)持株比率は、自己株式(677.459株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

- 3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成28年3月31日現在)
 - (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 該当事項はありません。
 - (2) **当事業年度中に交付した新株予約権の状況** 該当事項はありません。
 - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成28年3月31日現在)

	地		位			氏	名		担当および重要な兼職の状況
代	表取	(締	役会	長	沖	津	仁	彦	
代	表取	(締	役社	:長	Ш	田	和	照	
専	務	取	締	役	髙	坂	範	之	経営統括本部長及び関係会社担当
常	務	取	締	役	矢	野	誠	之	財務本部長
常	務	取	締	役	宮	Ш	典	久	技術・製造統轄
取	締彳	殳 相	目談	役	足	立	直	樹	凸版印刷株式会社代表取締役会長
取		締		役	藤	野	俊	$\vec{-}$	事業戦略本部長及びクリエイティブ・セン ター担当
取		締		役	稲	Ш	好	昭	全社営業統轄
取		締		役	北	村	信	彦	公認会計士、前田道路株式会社社外監査役
取		締		役	大	野		仁	
常	勤	監	查	役	杵	村	勝	博	
常	勤	監	查	役	菱	沼	義	富	
監		査		役	矢	部	隆	三	

- (注)1. 平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会で、北村信彦、大野仁の各氏は取締役に、 杵村勝博氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 2. 平成27年6月26日開催の取締役会で、沖津仁彦氏は代表取締役会長に、川田和照氏は代表取締役社長に、宮川典久氏は常務取締役に選定され、それぞれ就任いたしました。
 - 3. 平成27年6月26日開催の監査役会で、杵村勝博氏は常勤監査役に選定され、就任いたしました。
 - 4. 平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、北村信彦氏は辞任により、辻清司氏は任期満了により監査役をそれぞれ退任いたしました。
 - 5. 取締役北村信彦、大野仁の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 6. 監査役杵村勝博、矢部隆三の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 7. 監査役菱沼義富氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 8. 取締役北村信彦氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 9. 平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会で、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として内藤平氏が選任されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第32条第2項および第42条第2項の規定に基づき、社外取締役北村信彦、大野仁の各氏および社外監査役矢部隆三氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区	分]	人 数	報酬等の額	摘 要
取	締 名	Ž	9 名	204 ^{百万円}	うち社外取締役2名 10百万円
監	査 衫	Ž	5 名	42 ^{百万円}	うち社外監査役 4 名 25 ^{百万円}
合	計		14 ^名	246 ^{百万円}	

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成18年6月29日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円 以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は年額 60百万円以内とご承認いただいております。
 - 3. 報酬等の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した取締役賞与28百万円を含めております。
 - 4. 報酬等の額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労金54 百万円(取締役50百万円、監査役4百万円)を含めております。
 - 5. 当事業年度末日の役員退職慰労引当金の額は、222百万円(取締役204百万円、監査役18 百万円)となります。
 - 6. 監査役の人数、報酬等の額には、退任社外監査役2名、2百万円が含まれております。
 - 7. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会決議に基づき、退任社外監査 役2名に対し、退職慰労金として7百万円を支給いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係	
社外取締役	北村信彦	前田道路株式会社	社外監査役	なし	

② 当事業年度における主な活動状況

重要会議での出席状況および発言状況

区分	氏 名	取締役会	監査役会	代表取締役 との会合	発言状況
社外取締役	北村信彦	18回/20回	4回/4回	-	主に公認会計士とし ての専門的見地から 議案審議等に必要な 発言を行っておりま す。
社外取締役	大野 仁	16回/16回	_	_	議案審議等に必要な 発言を適宜行ってお ります。
社外監査役	杵村勝博	16回/16回	10回/10回	2回/2回	議案審議等に必要な 発言を適宜行ってお ります。
社外監査役	矢部隆三	17回/20回	14回/14回	_	議案審議等に必要な 発言を適宜行ってお ります。

- (注)1. 社外取締役北村信彦氏は、平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任し社外取締役に選任され就任いたしましたので、監査役会への出席状況は辞任までの状況を、取締役会への出席状況については通算して記載しております。
 - 2. 社外取締役大野仁氏は、平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会にて取締役に選任され、就任いたしましたので、平成27年6月26日以降の重要な会議への出席状況および発言状況を記載しております。
 - 3. 社外監査役杵村勝博氏は、平成27年6月26日開催の第103回定時株主総会にて監査役に 選任され、就任いたしましたので、平成27年6月26日以降の重要な会議への出席状況お よび発言状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41 ^{百万円}
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41 ^{百万円}

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年 度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)会計監査人に対して委託している公認会計士法第2条第1項の業 務以外の業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

I. 内部統制システムの基本方針

(1) 基本方針

当社は、社会の一員としてその責務を遂行すべく、企業活動の基本となる「企業理念」やそれを実現するための「経営信条」を制定し、公正な企業活動に努める。

また、中長期的な経営構想の「経営方針」や短期的な方針の「年度基本方針」を制定し、当社の果たすべき責務を明確にする。

これらの理念や方針に基づく事業活動を当社自ら監視し、統制するため、 当社および子会社の業務執行に関する体制や監査に関する体制を取締役会に て以下のとおり決定する。

(2)業務執行に関する体制

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務の執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令ならびに「定款」および「取締役会規程」により運営し、取締役は、取締役会決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。

また、監査役は、法令ならびに「定款」、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行の適法性を監査する。

当社は、子会社の取締役については、「関係会社事前協議基準」に基づき重要事項に関する協議や報告を受けるとともに、関係会社担当取締役を中心に情報共有を図るなど、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、当該情報の主管部門が法令ならびに「定款」、「取締役会規程」、「稟議規程」、「図書印刷グループ情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」、「インサイダー取引防止管理規程」および「契約業務取扱規程」等に基づき、適切に保存・管理する。

また、取締役および監査役は、職務の執行や監査のため、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務執行 の適正を確保するため、協議や報告を必要とする事項を明確化した「関 係会社事前協議基準」に基づき、報告を受ける。
- ④ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、職務の執行 に際して予想される損失を未然に防止するため、グループ全体で必要な 対策や教育を実施する。

さらには、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を推進すると同時に、各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗出しを行い、層別化し、そのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を、未然に防止するための措置を当社および

子会社に対して講じる。

万一、多大な損失および信用を失墜するような不祥事等企業価値を大きく毀損するような重大な事態が発生する恐れのある事象が生じた場合には、委員会の委員長および担当取締役は、関係部門や代表取締役社長または子会社の担当取締役および代表取締役と協議し、対応するとともに、必要に応じて経過・対応策・再発防止策を取締役会で報告する。

⑤ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保 するための体制

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。

また、取締役会を効率的に運営するため、決議または報告すべき事項は、経営会議であらかじめ協議する。

さらに、関係会社担当取締役を中心に子会社の各種重要会議に出席するなど、子会社を含むグループ全体の経営効率の向上を図るとともに、経営施策の実効性を高める。

⑥ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「図書印刷グループ行動指針」を定め、子会社についても同行動指針を適用または業態にあわせて一部修正のうえ準用し、この周知徹底を図ることで使用人の職務の執行の適法性を確保する。そのために、コンプライアンスを推進するCSR推進部を設置し、子会社のコンプライアンス関連部門と連携し、グループ全体の法令順守体制の維持・向上と法令順守意識の高揚に努める。

また、「職務分掌・権限規程」を策定し、各職務を明確にする。加えて、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社および子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役、および監査役に報告する体制を構築する。

さらに、法律事務所を窓口とした内部通報制度である「図書印刷グループへルプライン」を設置し、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行う。業態の異なる子会社についても、同様の仕組みを導入することにより、適切な対応を行う。

⑦ 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正 を確保するための体制

当社は、当社および子会社からなるグループとしての業務適正を確保

し、当社および子会社の業態にあわせて制定された「企業理念」「経営信条」「行動指針」を尊重した経営を行い、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

なお、当社は、親会社の企業理念を尊重しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

(3) 監査に関する体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務の遂行のため補助すべき使用人を求めた場合は、適任者を配し、監査役の監査を補助する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人選等は、監査役の意見を 尊重する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は、監査役に属するもの とする。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人事処遇等は、監査役の意見を尊重する。

- ③ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示により、各種会議 への出席や業務執行部門からの報告を求めることができる。
- ④ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役へ の報告に関する体制

監査役は、代表取締役と経営課題や監査上の重要課題等について、定期的に会合を開催し、意見交換を行うとともに、法令に定める事項のほか協議により定めた報告すべき事項について、取締役および使用人から報告を受ける。

⑤ 子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告をする ための体制

監査役会は、必要に応じて子会社の取締役および使用人から直接報告を受けることができる。また、子会社の取締役および使用人から報告を受けた当社取締役および使用人からも報告を求めることができる。

⑥ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取 扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、その報告が客観的で合理的な根拠に基づき信じたもので誠意 あるものである限り、「図書印刷グループ内部通報規程」を準用し、当 該報告したことを理由としてなんらの不利益な措置をとらない。

- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効 率性について監査するとともに、グループ監査役会を定期的に開催し、 グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。また、弁護士その他外部の専門家の意見を必要に応じ聴き、情報交換を行う。

(4) 財務報告に関する体制

当社は、グループの財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセスおよびその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業理念」「経営信条」に基づき、市民社会の安全・秩序の維持に貢献するため、また、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備を進める。

そのために、反社会的勢力の排除について「図書印刷グループ行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除方針」を制定し、従業者に周知徹底する。また、「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力からの接触を回避する他、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、情報収集および社内体制の整備を図る。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

		I	
資産の	部	負 債 の	部
流動資産	34,230	流動負債	18,324
現金及び預金	4,846	支払手形及び買掛金	14,366
受取手形及び売掛金	17,916	未払法人税等	159
有 価 証 券	9,037	未払消費税等	254
商品及び製品	470	賞与引当金	559
仕 掛 品	812	役員賞与引当金	33
原材料及び貯蔵品	438	返品調整引当金	15
繰延税金資産	359	設備関係支払手形	494
その他	364	その他	2,440
貸 倒 引 当 金	△ 15		
		固 定 負 債	12,607
固定資産	56,306	長期借入金	800
有形固定資産	21,200	役員退職慰労引当金	301
建物及び構築物	9,584	退職給付に係る負債	2,812
機械装置及び運搬具	3,752	資産除去債務	67
工具、器具及び備品	209	繰延税金負債	8,623
土 地	7,369	その他	3
建設仮勘定	284		
		負債合計	30,932
無形固定資産	185	純 資 産 <i>の</i>) 部
11次スの41の次立	04.000	株 主 資 本	37,730
投資その他の資産	34,920	資 本 金	13,898
投資有価証券	34,803	資本剰余金	16,489
繰延税金資産	5	利益剰余金	7,539
その他	217	自己株式	△ 196
貝	△ 105	その他の包括利益累計額	21,656
		その他有価証券評価差額金	21,574
		退職給付に係る調整累計額	81
		非支配株主持分	217
		純資産合計	59,603
資 産 合 計	90,536	負債・純資産合計	90,536

連 結 損 益 計 算 書

[平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで]

	1	(単位・日月円)
	金	額
売 上 高		55,271
売 上 原 価		46,896
売 上 総 利 益		8,375
販売費及び一般管理費		8,023
営 業 利 益		351
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 配 当 金	477	
そ の 他	73	574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
投資事業組合運用損	4	
そ の 他	3	14
経 常 利 益		911
特 別 利 益		
固定資産売却益	65	
そ の 他	0	65
特 別 損 失		
固定資産除売却損	72	
固定資産撤去費用	7	
退職特別加算金	55	136
税金等調整前当期純利益		840
法人税、住民税及び事業税	129	
法 人 税 等 調 整 額	213	342
当 期 純 利 益		497
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		463

連結株主資本等変動計算書

「平成27年4月1日から」 平成28年3月31日まで

				`	<u> Гр. 1 173 г 17</u>
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,898	16,489	7,246	△189	37,445
当期変動額					
剰余金の配当			△171		△171
親会社株主に帰属する 当期純利益			463		463
自己株式の取得				△7	△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_	
当期変動額合計	_	_	292	△7	284
当期末残高	13,898	16,489	7,539	△196	37,730

	その	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計	
当期首残高	23,180	423	23,604	189	61,239	
当期変動額						
剰余金の配当					△171	
親会社株主に帰属する 当期純利益					463	
自己株式の取得					△7	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,606	△341	△1,948	28	△1,920	
当期変動額合計	△1,606	△341	△1,948	28	△1,635	
当期末残高	21,574	81	21,656	217	59,603	

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社の数は2社(学校図書㈱、関西図書印刷㈱)で全て連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全て連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

但し、投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業有限責任組合の純資産の当社持分相当額を計上しております。

② たな卸資産

製品・仕掛品……主として売価還元法による原価法(収益性の低下による 簿価切下げの方法)

原材料・貯蔵品……主として先入先出法による原価法(収益性の低下による 簿価切下げの方法)

- (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外は主として 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。

建物及び構築物………3~53年 機械装置及び運搬具……2~10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっ ております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(5年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不

能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見 込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込 額に基づき計上しております。

返品調整引当金……出版物の返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連 結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による完額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の 要連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該影響額の反映後の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計 基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに 従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額 はありません。

(表示方法の変更)

(連結捐益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「設備賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示

しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「退職特別加算金」 は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。 なお、前連結会計年度の「退職特別加算金」は3百万円であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」 が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及 び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使 用した決定実効税率は、前連結会計年度の32.0%から回収又は支払が見込まれる期間 が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.5%、平成30年4月1日以 降のものについては、30.3%に変更されております。

この結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が456百万円 減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が59百万円、その他有価証券評 価差額金が514百万円、退職給付に係る調整累計額が1百万円それぞれ増加しておりま す。

(連結貸借対昭表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金

2 有形固定資産の減価償却累計額

8百万円

28 974百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 86.267.808株
- 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	171	2	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	171	2	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 693円85銭 2 1株当たり当期純利益 5円42銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に印刷物の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、 必要な資金を借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資 産で運用し、投機的な運用は行いません。

売掛金・受取手形に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っ ております。

また、有価証券及び投資有価証券に係る信用リスクや市場リスクは、資金運用規程及び有価証券管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,846	4,846	_
(2)受取手形及び売掛金	17,916	17,916	_
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	8,409	8,403	△5
②その他有価証券	35,040	35,040	_
資産計	66,212	66,207	△5
(1)支払手形及び買掛金	14,366	14,366	_
(2)設備関係支払手形	494	494	_
(3)長期借入金	800	812	12
負債計	15,660	15,672	12

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
- (3)有価証券及び投資有価証券
 - これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自 債

- (1)支払手形及び買掛金並びに(2)設備関係支払手形
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。
- (3)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	96
投資事業組合出資金	295
計	391

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)②その他有価証券」には含めていません。

(その他の注記)

連結計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

図書印刷株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏 印 業務執行社員 公認会計士 武田 良太 印 業務執行社員 公認会計士 武田 良太 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、図書印刷株式会社の平成27年4月1日から 平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、図書印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期 間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

現金及び預金 4,458 9 4,458 9 10,275 10,275 1 10,275 1 10,275 1 127 1 127 1 127 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	負債の 適負債 動 支電買 番 払 費 税 サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	部 17, 193 3, 494 7, 281 3, 156 723 1, 122
仕 掛 品 723	株 資 本 金金 金金 金金 金金 金金 金金 金金 備余 準本 で 乗 本 で で 乗 が で で 乗 が で で 乗 が で で で で で で で で	102 64 483 28 490 244 13, 090 800 2, 489 222 910 67 8, 596 3 30, 283 D 部 37, 317 13, 898 16, 489 12, 992 3, 496 7, 125 604 6, 521 24 5, 040 1, 457
その他 193	別 途 積 立 金	5, 040

損 益 計 算 書

「平成27年4月1日から」 平成28年3月31日まで」

	(-	<u>単位・日月円</u>
	金額	
売 上 高		47, 336
売 上 原 価		40, 486
売 上 総 利 益		6, 850
販売費及び一般管理費		6, 712
営 業 利 益		137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
有 価 証 券 利 息	21	
受 取 配 当 金	485	
関係会社事業損失引当金戻入益	14	
その他	91	625
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
投資事業組合運用損	4	
その他	3	14
経 常 利 益		748
特 別 利 益		
固定資産売却益	65	
そ の 他	0	65
特 別 損 失		
固定資産除売却損	71	
固定資産撤去費用	7	
退職特別加算金	55	135
税 引 前 当 期 純 利 益		678
法人税、住民税及び事業税	63	
法 人 税 等 調 整 額	213	276
当 期 純 利 益		402

株主資本等変動計算書

[平成27年4月1日から] 平成28年3月31日まで]

				株主資本				
		資本乗	ま金		利益乗	利益剰余金		
	資本金	資本	その他	利益	その	他利益剰	余金	
	貝个业	準備金	資本	準備金	固定資産	別途	繰越利益	
		1 910 322	剰余金	1 110 322	圧縮積立金	積立金	剰余金	
当期首残高	13, 898	12, 992	3, 496	604	27	5, 040	1, 223	
当期変動額								
剰余金の配当							△171	
固定資産圧縮積立金の取崩					△3		3	
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の変動額					0		△0	
当期純利益							402	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△2	-	233	
当期末残高	13, 898	12, 992	3, 496	604	24	5, 040	1, 457	

	株主	資本	評価・換算 差 額 等	
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	△189	37, 094	23, 180	60, 274
当期変動額				
剰余金の配当		△171		△171
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の変動額		_		-
当期純利益		402		402
自己株式の取得	△7	△7		△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,606	△1, 606
当期変動額合計	△7	223	△1, 606	△1, 383
当期末残高	△196	37, 317	21, 574	58, 891

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

但し、投資事業有限責任組合出資金については、当該投資 事業有限責任組合の純資産の当社持分相当額を計上してお ります。

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品……売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下 げの方法)

原材料及び貯蔵品……先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下 げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……3~53年

機械及び装置……2~10年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(5年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見 込額に基づき計上しております。 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込 額に基づき計トしております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理して おります。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末 要支給額を計上しております。

関係会社事業損失引当金……関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政 状態等を勘案し、欠損金額に対応する当社負担見込額のう ち、当該関係会社への投資額を超える額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「設備賃貸料」は、 金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しており ます。

(貸借対照表に関する注記) 1. 有形固定資産の減価償却累計額	27.930百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	21,950日月1日
短期金銭債権	2,690百万円
長期金銭債権	325百万円
短期金銭債務	445百万円
7221794 2112 WYN DY 1774	110 1173113
(損益計算書に関する注記)	
関係会社との取引高	
売 上 高	1,761百万円
仕 入 高	1,389百万円
販売費及び一般管理費	133百万円
営業取引以外の取引高	47百万円
(株主資本等変動計算書に関する注記)	
当事業年度の末日における自己株式の数	677, 459株
	,
(税効果会計に関する注記)	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	
(流動資産)	
賞与引当金	147百万円
未払事業税	27百万円
確定拠出年金移換金	41百万円
繰越欠損金	63百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	335百万円
(固定資産)	
貸倒引当金	31百万円
関係会社事業損失引当金	276百万円
会員権評価損	44百万円
退職給付引当金	757百万円
繰越欠損金	58百万円
その他	107百万円
計	1,275百万円
評価性引当額	△453百万円
繰延税金資産小計	821百万円
繰延税金資産合計	1,157百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(固定負債)	A 0 405
その他有価証券評価差額金	△9,405百万円
固定資産圧縮積立金	△10百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△9,417百万円
繰延税金負債の純額	△8, 260百万円
麻悪忱並只良 り杙領	△0, ∠00日月门

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.0%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.5%、平成30年4月1日以降のものについては、30.3%に変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が456百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が58百万円、その他有価証券評価差額金が514百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

- 1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1	年	内	(百万円)	3
1	年	超	(百万円)	4
合		計	(百万円)	8

(関連当事者に関する注記)

1. 親会社及び主要株主

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	尹未の四台	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	凸版印刷㈱	東京都台東区	104, 986	印刷事業他	旦接	印刷物の 受注発注、 役員の兼任	営業取引 加工受託	820	売掛金 及び 受取手形	117

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 親会社との取引については、当社と関連を有しない他の当事者との取引条件を参考に決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 子会社

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
子会社	関西図書	大阪府	15 111 5	4 00	**************************************		直接	直接	資金の貸付		5	関係会社 長期貸付金	325
1 211	全会社 印刷(株) 茨木市 30	新聞印刷	^[13] 65.0	役員の兼任	土地・建物・ 機械等の 賃貸	15	-	_					
	学校図書㈱	東京都北区	数科書等 の出版		71 -ts.66	± 47	古拉	数利 妻笙 古控	印刷物の受注	営業取引 加工受託	941	売掛金	743
子会社						資金の貸付 役員の兼任	営業取引 以外の取引 受取利息	5	関係会社 短期貸付金	1, 655			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 子会社との取引については、当社と関連を有しない他の当事者との取引条件を参考に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
- (3) 取引金額には消費税等は含まず、貸付金を除く期末残高には消費税等を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

688円06銭

2. 1株当たり当期純利益

4円70銭

(その他の注記)

計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

図書印刷株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏 印 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武田 良太 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、図書印刷株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 杳 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努 めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及 び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を 加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
 - 指摘すべき事項は認められません。
 ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を 事業ないように空音した事項及び当該取引が当該取引が当社の利益を 事さないように空音した事項及び当該取引が当社の利益を集さないかどうかについての取締役
- 害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

図書印刷株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 杵村勝博 ⑪

常勤監査役 菱沼義富 ⑪ 監 査 役 (社外監査役) 矢部隆三 ⑪

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第104期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、健全な財務体質を維持するための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。

第104期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境等を勘 案いたしまして、以下のとおりにさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金2円 総額171,180,698円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 取締役3名選仟の件

経営体制の強化を図るため、取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他 の在任取締役の任期満了の時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数			
1	荒 亩 寶 戊 (昭和34年5月6日生)	昭和58年 4月 当社入社 平成22年 4月 当社城北工場印刷部長 平成25年 4月 当社川越工場長 平成27年 4月 当社沼津工場長 平成27年 6月 当社執行役員沼津工場長 現在にいたる	6,000株			
	<取締役候補者とした理由> 太田貴久氏は、当社執行役員沼津工場長として工場運営に豊富な経験を有しており、製造体制 の更なる強化を図れることから、取締役としての職務を遂行できると判断したためであります。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位	・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数		
2	芳 內 哲 夫 (昭和40年6月6日生)		当社生産統括本部長	3,000株		
	〈取締役候補者とした理由〉 大内哲夫氏は、当社執行役員生産統括本部長として生産体制全般に豊富な経験を有しており、 品質保証体制の更なる強化を図れることから、取締役としての職務を遂行できると判断したためであります。					
3	芮 巖 辛 (昭和26年8月26日生)	平成元年 4月 平成9年 2月 平成22年 6月 平成27年 6月	7.10-1	0株		
	< 社外取締役候補者とした理由> 内藤平氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識と 法律に関する知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであり ます。					

(注) 1. 各候補者は、新任取締役候補者であります。

- 2. 内藤平氏は、当社が法律顧問契約を締結している「みずき総合法律事務所」に所属しており、当社は、同事務所に対し、弁護士報酬の支払をしておりますが、その額は平成28年3月期で150万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- 3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 4. 内藤平氏は、社外取締役候補者であります。
- 5. 内藤平氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- 6. 内藤平氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 7. 当社は、社外取締役候補者である内藤平氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券 上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定です。
- 8. 当社は、社外取締役候補者である内藤平氏の選任が承認された場合、期待された役割を充分に 発揮できるように、責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項 の最低責任限度額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

第3号議案 監査役1名選仟の件

本総会終結の時をもって監査役菱沼義富氏が任期満了となりますので、監査役 1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
菅 原 健 司	昭和59年 4月 平成18年 4月 平成28年 4月 平成28年 4月 当社入社、顧問 現在にいたる	3,000株

< 監査役候補者とした理由>

菅原健司氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する知見を有していることから、監査役としての職務を遂行できると判断したためであります。

- (注) 1. 候補者は、新任監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 菅原健司氏は、過去5年間、当社の特定関係事業者(親会社)である凸版印刷株式会社の業務 執行者でありました。過去5年間の業務執行状況ならびに同社における地位および担当につき ましては、上記略歴にて記載のとおりであります。
 - 4. 当社は凸版印刷株式会社と印刷事業等において競業関係にあります。また、当社は、同社との間に、印刷加工の委託および受託等の取引があります。

第4号議案 補欠監査役1名選仟の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査 役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
加 裝 簡 篇 川 侯 尚 高 (昭和40年5月1日生)	平成6年4月 平成6年4月 中成6年4月 東在にいたる 平成19年6月 平成19年6月 平成26年6月 平成26年6月 平成27年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教 官 現在にいたる	0株

<補欠の社外監査役候補者とした理由>

川俣尚高氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識と法律に関する知見により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

- (注) 1. 川俣尚高氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は、同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は平成28年3月期で180万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
 - 2. 川俣尚高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は、補欠監査役候補者である川俣尚高氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、 期待された役割を充分に発揮できるように、責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・当該社外監査役が任務を怠ったことによって賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項 の最低責任限度額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます監査役菱沼義富氏の在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏	名	略曆
菱沼	義富	平成24年 6月 当社常勤監査役 現在にいたる

〈株主提案(第6号議案)〉

第6号議案は、株主様2名(以下「提案株主」といいます。)からのご提案によるものです。

第6号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)

第51条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式は、第105期中に、速やかに売却するものとする。

2. 提案の理由

当社が純投資以外の目的で保有している上場株式(以下「政策保有株式」といいます。)は、平成27年3月期末現在の貸借対照表(単体)上、27銘柄、計約364億円に上ります。その大半を株式会社リクルートホールディングス(以下「リクルート」といいます。)の株式が占めており、その金額は同貸借対照表上約349億円です。

平成27年12月31日現在で、当社の純資産(連結)は約602億円(1株当たり約703円)で、現在の当社の株価は純資産倍率1倍を大きく下回っています。また、平成28年3月期の当社の予想当期純利益(連結)に基づく自己資本利益率(ROE)は約0.9%と極めて低く、ROE向上の観点からも、資産から投資有価証券を減らし、自己資本も応分に減ずることが望まれます。

平成27年6月から「コーポレートガバナンス・コード(以下「コード」といいます。)」が施行され、当社は同年11月30日付でコーポレートガバナンスに関する報告書を東京証券取引所に提出しています。

その中で、コードの「原則1-4. いわゆる政策保有株式」に関して、保有に関する方針等として「当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断」すると記載しています。しかしながら、例えば、当社の保有するリクルート株式の簿価約349億円に対しリクルートに対する売上は約44億円(同年の株主総会における当社の「リクルートへの売上比率は約8%」との回答から推定)に過ぎないように、当社の保有する政策保有株式は「収益力向上の観点から有効」であるとは到底いえません。また、当社は、コードで「策定・開示すべきである」とされている議決権行使基準の開示も行っておりません。

平成28年4月15日に株主提案者が当社取締役と面談した際には、リクルート株式の保有等について検討しているとのことでしたが、具体的な検討内容は不明です。

以上の通り、当社が現在保有する政策保有株式は、その保有について合理的に 説明できないものであり、直ちに売却するべきです。そして、長期低落傾向にあ る当社の売上高及び低迷を続ける当期純利益に鑑み、早急に当社の事業構造を改 単するための資金として活用すべきです。

さらに、同株式の売却代金は非常に大きな金額ですので、当社の事業構造改革 に資金を充当した後に、配当や自社株買い等の株主還元の充実のためにも使用す ることが望まれます。

(会社注)以上は、提案株主から通知された提案の議案及び議案の要領をそのまま記載したものです。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取引先との関係強化を図るため、取締役会の決議により主要得意先の株式を取得しております。また、保有している株式は、取締役会で定期的にその保有合理性を判断しております。

そのため、株主様からのご提案の定款を一部変更し、第105期中に全ての上場株式を売却することは、当社が事業を継続・発展させるために必要不可欠なパートナーの株式も売却することになりますので、当社の事業に支障が生じる恐れがあります。

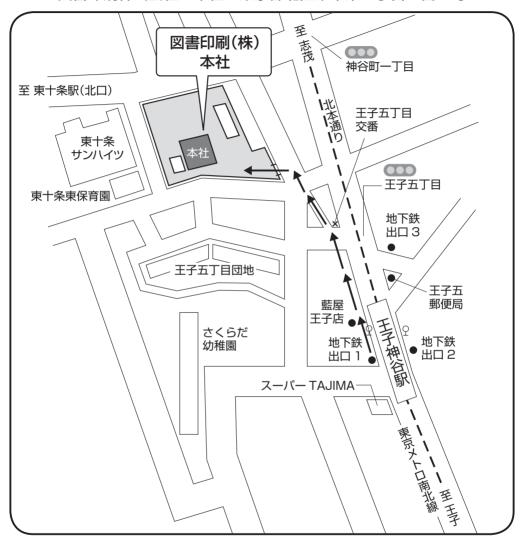
また、当社は、各事業年度の業績状況と今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、健全な財務体質を維持するための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。

以上のことから、当社保有株式の取扱いを定款で一律的に定めることは、当社 の企業価値および株主の皆様の中長期的な利益を損なうことにもなりかねません ので、本議案に反対いたします。

以上

株主総会会場 ご案内略図

図書印刷株式会社 本社 東京都北区東十条三丁目10番36号



〔最寄駅〕東京メトロ南北線「王子神谷駅」出口1より徒歩3分